

保育園入園児の申し込みを受け付けます

やまゆり・雪窓・たんぽぽ保育園

保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。遊びを通して様々な体験をすることにより、体力や意欲を養い、友達とのかわりの中で、思いやりの心が育つことを大切に心がけて、取り組んでいます。

入園基準

保護者のいずれもが、次の理由により、家庭で児童を保育できない場合に申し込みができます。

- ① 保護者が家庭の外で仕事をしている場合。
 - ② 保護者が家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事(自営業・内職など)をしている場合。
 - ③ 保護者が病氣、負傷、心身に障害を有する場合。
 - ④ 保護者が出産の前後(原則として産前・産後2ヶ月間)である場合。
 - ⑤ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合。
 - ⑥ 保護者が求職中(原則として3ヶ月間)の場合。
 - ⑦ 家庭に火災や風水害などの災害があつた場合。
- ※①～⑦のいずれにも該当しない場合は、入園申込書を提出されても保育園でお預かりできませんので、ご承知おきください。

新規募集園児数

- やまゆり保育園：30名程度
- 雪窓保育園：50名程度
- たんぽぽ保育園：希望人数に応じ

て調整します。

※入園年齢は4月初日の年齢で判断します。

やまゆり・雪窓保育園の新規募集は、3歳児が中心、(3歳未満児についても募集します)たんぽぽ保育園は3歳未満児のみになります。

なお、募集園児数を超える申し込みがあつた場合や年度途中の申し込みの場合、入園できないことや、ほかの保育園に入園していただくことがあります。

保育時間・延長保育

○やまゆり・雪窓保育園

【保育時間】

- 平日 午前8時～午後4時
- 土曜日(希望保育) 午前8時～正午

【延長保育】

- 朝(平日、土曜日) 午前7時30分～午前8時
 - 夕(平日) 午後4時～午後7時
 - (土曜日) 正午～午後6時
- ※延長保育料は30分につき70円です。

○たんぽぽ保育園(3歳未満児専門)

【保育時間】

- 平日 午前7時45分～午後5時30分
- 土曜日(希望保育) 午前7時45分～午後1時30分

【延長保育】

- 朝(平日、土曜日) 午前7時30分～午前7時45分
 - 夕(平日) 午後5時30分～午後7時
 - (土曜日) 午後1時30分～午後3時
- ※延長保育料は30分につき140円です。(午前7時30分～午前7時45分の15分間は70円です。)

保育料

4月～6月の保育料は平成23年分の保護者等の所得税額などによって暫定で決定し、入園後の4月中旬に通知します。正式な決定は、6月に町県民税額が確定した後、7月に通知します。

【広域入所】

町内にお住まいで、保護者の勤務の都合などで、町外の保育園に入園を希望される方も申し込みが必要になります。

申込期間

平成24年度に入園を希望される方は、**10月11日(火)～11月11日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)**までにお申し込みください。

※申し込み期間外の提出は、原則受け付けませんので、ご承知おきください。

申込方法

町民課子ども係、やまゆり・雪窓・たんぽぽの各保育園に**10月11日(火)**

から申込書を用意します。申込書に必要事項をご記入のうえ、申込期間中に、町民課子ども係まで提出してください。

※育児休暇などの関係で年度途中の入園を予定されている方や、既に入園されている園児が引き続き入園を希望される場合も申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74)

入園するほどではないけれど、困ったときは…

一時保育

入園していない児童が対象。保護者の仕事(求職活動など)、出産、病氣やケガ、看護・介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などで、緊急または、一時的に家庭で子どもの保育をすることができない場合に利用できます。一時保育料がかかります。

月曜～金曜日は雪窓保育園で実施しています。

利用時は事前に、雪窓保育園にお申し込みください。

申し込み先

雪窓保育園(32) 4166

問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74)
雪窓保育園(32) 4166



保育料月額徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
第2	1	非課税の母子世帯等	0	0
	2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村	6,000 (3,000)	5,000 (2,500)
第3	1	均等割のみの母子世帯等	11,000 (5,500)	9,000 (4,500)
	2	均等割のみの母子世帯等以外	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)
	3	所得割の母子世帯等	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)
	4	所得割の母子世帯等以外	17,000 (8,500)	14,000 (7,000)
第4	1	23,000円未満	23,000 (11,500)	19,000 (9,500)
	2	23,000円以上40,000円未満	30,000 (15,000)	24,000 (12,000)
第5	1	40,000円以上50,000円未満	35,000 (17,500)	25,000 (12,500)
	2	50,000円以上70,000円未満	38,000 (19,000)	26,000 (13,000)
	3	70,000円以上103,000円未満	43,000 (21,500)	27,000 (13,500)
第6	1	103,000円以上153,000円未満	48,000 (24,000)	28,000 (14,000)
	2	153,000円以上413,000円未満	53,000 (26,500)	29,000 (14,500)
第 7	413,000円以上734,000円未満		55,000 (27,500)	30,000 (15,000)
第 8	734,000円以上		56,000 (28,000)	31,000 (15,500)

()は半額の場合

備 考

1 同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園または認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合は、保育園に入園している児童について、2人目が半額、3人目からは無料になります。

階層区分	児 童	徴収金の額
第2～第8階層に属する世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、最年長児	徴収基準額表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、上記以外の児童	0円

